

大分市プレミアム付商品券取扱店募集要領

1 事業の目的

国の地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用して、大分市プレミアム付商品券（以下「商品券」という）を発行することで低迷する個人消費を喚起し、大分市内の消費拡大と地元購買の売上増進を図り、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

2 商品券の概要

- (1) 名称 大分市プレミアム付商品券
- (2) 発行者 大分商工会議所
- (3) 発行総額 36億円（うちプレミアム分6億円）
- (4) 発行部数 300,000セット
- (5) 販売期間 平成27年7月1日（水）～ 完売次第終了
- (6) 使用場所 大分市内の取扱店に限る
- (7) 販売価格 10,000円（商品券額面12,000円、プレミアム20%）
[内訳] 中小取扱店専用商品券 500円券 × 12枚
中小取扱店・大型取扱店共通商品券 1,000円券 × 6枚
- (8) 店舗区分 中小取扱店：店舗面積の合計が1,000㎡以下の小売店、その他業種の店舗
大型取扱店：店舗面積の合計が1,000㎡を超える小売店
※大型店内及び大型店を含む商業施設内にあるテナントは大型店へ分類する。
- (9) 有効期間 平成27年7月1日（水）～ 平成27年12月31日（木）
- (10) 販売場所及び販売日時
【市内商業施設等】商業施設等の営業日、営業時間に準ずる
・ガレリア竹町（竹町サービスセンター）
・トキハ（本店、わさだタウン）
・トキハインダストリー（あけのアクロスタウン、南大分センター、アムス大在）
上記の総合ギフトサロンなど、商品券販売カウンター
【商工会議所・商工会等】平日のみ10:00～16:00
・大分商工会議所の経営相談センター（鶴崎・大南・大在・坂ノ市・植田・佐賀関）
・野津原町商工会
・大分市 鶴崎市民行政センター
【委任状対応・専用販売所】平日のみ10:00～16:00
・大分市役所第2庁舎1階ロビー（委任状による購入のみ対応）
・大分市 鶴崎市民行政センター
・大分市 植田市民行政センター（大分商工会議所 植田経営相談センター）
- (11) 販売対象
・大分市在住の方で販売所に来られた方。
・中学生以下は保護者同伴の場合のみ購入可。
・平成27年8月1日（土）～ 発売分は市外の方も購入可。

3 取り扱いにおける厳守事項

- (1) 商品券は原則、現金と同等とし取扱店の全ての商品・サービスの提供などの取引において利用可能とします。
- (2) 商品券の現金化とこれに類する行為（売買、金融機関への預け入れ等）は出来ません。
- (3) 商品券額面に利用が満たない場合でも、釣り銭は出しません。不足分は現金等で受け取ってください。
- (4) 有効期間を過ぎた商品券の受け取りは拒否してください。
- (5) 商品券の紛失・盗難及び偽造・模造に対し、大分商工会議所（以下「会議所」という）はその責を負いません。

4 商品券で使用できない商品等

- (1) 換金性の高いもの（商品券、ビール券、図書券、切手、プリペイドカード、印紙等）
- (2) 国や地方公共団体等への支払い（税金、公共料金※1）
- (3) たばこ※2
- (4) 取扱店自らの事業活動に伴い発生した買掛金・未払金
- (5) 金融・保険業（金融機関、貸金業、保険会社、証券会社など）
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業への支払い
- (7) 反社会的勢力との関係が認められる事業所への支払い
- (8) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

※1 公共料金（出典：総務省統計局：消費者物価指数調査）

公共サービス（公営家賃）	公営家賃、都市再生機構・公社家賃
（家事関係）	火災保険料、下水道料、し尿処理手数料、粗大ごみ処理手数料、自動車免許手数料、自動車保険料（自賠責）自動車保険料（任意）、傷害保険料、印鑑証明手数料、戸籍抄本手数料
（医療・福祉関連）	診療代、保育所保育料、介護料
（運輸・通信関連）	普通運賃（JR・在来線）、普通運賃（JR・新幹線）、料金（JR・在来線）、料金（JR・新幹線）、通学定期（JR）、通勤定期（JR）、普通運賃（JR以外）、通学定期（JR以外）、通勤定期（JR以外）、バス代、タクシー代、航空運賃、乗船運賃、自動車等航送運賃、高速自動車国道料金、都市高速道路料金、はがき、封書、速達、書留、小包、運送料、固定電話通話料
（教育関連）	公立高校授業料、国立大学授業料、公立幼稚園保育料
（教養娯楽関連）	放送受信料（NHK）、放送受信料（ケーブル）、放送受信料（NHK・ケーブル以外）、プール使用料、美術館入館料、競馬場入場料、パスポート取得料
電気・都市ガス・水道料金	
教科書	

※2 公共料金以外

たばこ	たばこ事業法 第36条 小売定価以外による販売等の禁止
-----	-----------------------------

5 取扱店の参加資格

大分市内に店舗、事業所等を有する事業者とし、下記の（1）から（5）に該当する事業者を除いたもので、大分市内の店舗等に限り商品券を使用できるものとします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行っている事業者
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (3) 上記[4 商品券の利用対象にならないもの]に記載の取引、商品のみを取扱う事業者
- (4) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者
- (5) 会議所にて不適切と認めた事業者

6 取扱店の責務等

取扱店は、下記（1）から（10）に同意し、本募集要領に記載された事項を遵守すること。

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、配布されたポスター及びステッカーを利用者が分かりやすい場所に掲示すること。

- (2) 利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題がないかを確認すること。偽造防止ホログラムがない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに会議所まで報告すること。
- (3) 商品券を受け取った時は、他店での再使用を防止するため裏面の所定欄に取扱店名を記入することとし、既に取扱店名の記入がある場合は、受け取りを拒否すること。
- (4) 「中小取扱店専用商品券」と「中小取扱店・大型取扱店共通商品券」があります。大型取扱店では「中小取扱店専用商品券」を受け取らないこと。
- (5) 商品券の交換及び売買は行わないこと。利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能とする。
- (6) 取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に使用しないこと。
- (7) 自ら購入した商品券を自店舗で使用されたかのように偽り換金しないこと。
- (8) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とする。
- (9) 大分県暴力団排除条例及び大分市暴力団排除条例を遵守すること。
- (10) その他、会議所がこの事業の趣旨に反すると認める行為を行わないこととする。

7 登録申請手続について

(1) 申請方法

本募集要領に同意の上、「取扱店登録申請書」に必要事項を記入し、大分商工会議所本所及び各経営相談センター、野津原町商工会へ持参または郵送してください。

※郵送の際は封筒の表に「商品券申請書類在中」と明記してください。

※野津原地区の事業所は野津原町商工会へご提出ください。

※「取扱店登録申請書」は大分商工会議所、大分市、野津原町商工会のホームページからダウンロードできる他、大分商工会議所本所及び各経営相談センター、野津原町商工会の窓口で配布します。

(2) 申請書の提出先

①大分商工会議所 中小企業相談部

〒870-0023 大分市長浜町3-15-19

TEL 097-536-3248、 536-3208、 536-3258

②大分商工会議所 鶴崎経営相談センター

〒870-0101 大分市中鶴崎1-8-20

TEL 521-1131

③大分商工会議所 大南経営相談センター

〒879-7761 大分市中戸次4539-7

TEL 597-1150

④大分商工会議所 大在経営相談センター

〒870-0268 大分市政所1-4-3

TEL 592-0226

⑤大分商工会議所 坂ノ市経営相談センター

〒870-0308 大分市坂ノ市南3-5-33

TEL 592-1109

⑥大分商工会議所 植田経営相談センター

〒870-1155 大分市大字玉沢743番地の2

TEL 542-5188

⑦大分商工会議所 佐賀関経営相談センター

〒879-2201 大分市大字佐賀関2232-110

TEL 575-1000

⑧野津原町商工会

〒870-1292 大分市大字野津原800番地

TEL 588-0101

(3) 申請期間

平成27年5月18日（月）より受付（平日のみ 9:00~17:00）

※平成27年6月12日（金）までに申請した取扱店は、「大分市プレミアム付商品券取扱店一覧」に店名等が記載されます。上記期間を過ぎての申請はホームページのみの記載になります。

(4) 申請後の審査・承認

申請のあった事業者は、会議所の審査を経て取扱店として承認します。承認した場合には後日「取扱店許可書」を郵送します。

(5) その他

- ①登録手数料は無料です。
- ②個別の店舗ごとに申し込んでください。大分市内に複数の店舗があっても、店舗ごとに申請書を作成し、提出してください。
- ③複数の店舗が含まれる大型商業施設等の一括申込はできません。個別のテナントごとに申請書を作成してください。
- ④取扱店として承認された店舗等へは後日、ポスター及びステッカーを直接、または郵送でお届けします。

8 商品券の換金について

(1) 換金方法

取扱店は使用済み商品券裏面の所定の位置に自店名（登録店舗名と同一のもの）を明記（スタンプ可）し、大分商工会議所又は各経営相談センター、野津原町商工会へ「取扱店許可書」を提示し「商品券換金申出書」に必要事項を明記の上、提出してください。

※恐れ入りますが手続きを円滑にするため、商品券は枚数を確認し、券種ごとに100枚ずつまとめてお持ちください。（まとめる際は接着剤やホッチキス等で綴り合わせず、輪ゴム等をご使用ください。100枚に満たない場合でも、換金手続きは可能です。）

(2) 換金手数料

指定された金融機関の預金口座への振込の際に下記の換金手数料を天引きさせていただきます。なお、換金期間途中で大分商工会議所及び野津原町商工会へ入・脱会がなされた取扱店においては、入・脱会日時点から手数料変更となります。

【換金手数料】

- ・〔大分商工会議所、野津原町商工会 会員〕 — 額面の0%
- ・〔非会員 中小取扱店〕 — 額面の1%（※商品券の換金累計額が10万円未満—0%）
- ・〔非会員 大型取扱店〕 — 額面の3%

(3) 換金期間

平成27年7月1日（水）～平成28年1月15日（平日のみ 9:00～17:00）

※上記期間を過ぎての換金には一切応じられませんので、ご注意ください。

(4) 入金までの流れ

換金期間中は月2回の締日（15日、末日）、振込日（15日、末日）を設け、「取扱店登録申請書」にて指定された金融機関の預金口座へ振込み入金致します。

（例）8月10日に換金申出書を提出、受付 ⇒ 8月31日入金

8月25日に換金申出書を提出、受付 ⇒ 9月15日入金

※入金予定日が休日の場合は、翌営業日の振込みとなります。

(5) その他

大型取扱店は「中小取扱店・大型取扱店共通商品券」のみ換金できます。

9 取扱店の取消等

会議所は、取扱店の提出する「取扱店登録申請書」に虚偽の記載があると認められた場合、また、本募集要領に違反する行為が認められた場合には、換金の拒否や取扱店の承認を取り消し、公表するものとする。また、これらにより損害金が発生した場合及び不正換金が発覚した場合には取扱店に対し当該額を請求するものとする。

10 その他留意事項

- (1) この「募集要領」に記載されていない事項は、会議所へお問合せください。
- (2) 取扱店情報（店舗名称、所在地、業種等）は取扱店として、ホームページやチラシなどにより広報します。